平成 21 年 11 月 20 日

関係各位

ハウスプラスすまい保険　転売特約の認可取得について

ハウスプラス住宅保証株式会社

このたび、掲記特約を国土交通大臣より認可取得しましたのでご連絡申し上げます。

従来の保険（住宅瑕疵担保責任保険）制度においては保険付保住宅が譲渡された場合、購入者（転得者）には保険契約が引き継ぎされませんでした。ところが、この特約の付帯など手続きをとることで、保険期間中の譲渡であれば、転得者についても弊社へ直接保険金を請求することが可能となります。

1．転売特約の付帯方法

○保険契約時の同時付帯あるいは契約後の追加付帯いずれも可能

※この特約の認可(H21.11.19)以前の保険契約についても追加付帯可能

同時付帯 ⇒ 契約申込書の特約欄を使用

※申込書の改訂版がリリースされるまでの間は当面「転売特約付帯申請書」を使用してください。

追加付帯 ⇒ 「転売特約付帯申請書」にて届出

⇒特約付帯手続き完了後、弊社より売主等へ「転得者証明書発行依頼書」を送付します。

○）特約付帯に伴う事務手数料は、同時付帯、追加付帯いずれも無料です。

2．「転得者証明書」交付までのフロー

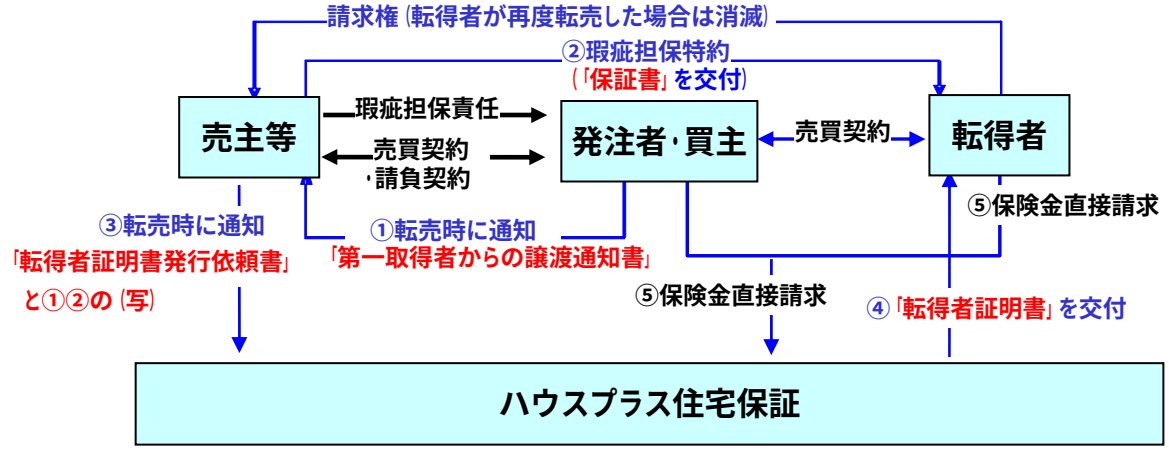

※「転得者」からさらに次の転得者へ譲渡された場合も同様の手続きとなります。（転得者から売主等への通知書類は異なります。）

① 発注者・買主は売主等に対し保険付保住宅を転得者に譲渡することを通知した上で、「第一取得者からの譲渡通知書」を売主等に提出（通知）

② 売主等は転得者に対し保険付保住宅について発注者・買主へ負担している住宅瑕疵担保責任と同等の内容を保証する約定を締結し、「保証書」を交付（書式は弊社で雛形をご用意しております。）

③ 売主等は弊社に対して、保険付保住宅が譲渡される旨を通知し、「転得者証明書発行依頼書」（特約付帯後に弊社より売主等へ送付）、①の通知書および②の約定の写しを提出

④ 弊社が、転得者に対し「転得者証明書」を発行・交付

＜事故発生時＞

⑤ 保険事故発生時（売主等倒産の場合）には、転得者は弊社に直接保険金を請求が可能

※なお弊社が保険期間を通じて1付保住宅について支払う保険金の額は、保険金請求の時期または被保険者もしくは住宅取得者の数を問わず、2,000 万円を超えないものとします。

以　上

All Rights Reserved Copyright© ハウスプラス住宅保証株式会社 2009